ご注意	●この保険は、SMBC経営懇話会が保険契約者となり、会員の皆さまを被保険者とする団体契約です。 ●この保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者がSMBC経営懇話会の会員企業である場合に限ります。 ●申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。 ●このパンフレットは「ビジネスプロテクター」「総合賠償責任保険」「サイバープロテクター」「労働災害総合保険」のあらましです。詳しくはそれぞれの商品のSMBC経営懇話会団体保険制度のパンフレットおよび普通保険約款、特別約款ならびに特約をご覧ください。なお、ご不明な点がありましたら代理店・扱者または幹事保険会社にお問合せください。 ●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
共同保険契約に関するご説明	この保険契約は「共同保険に関する特約」に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯すること無く単独別個に保険契約上の責任を負います。三井住友海上は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は以下の引受保険会社欄のとおりです（なお、それぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。）。
個人情報の取扱いについて	この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。 【個人情報の取扱いについて】 この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。 ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。 詳細については、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）または引受保険会社のホームページをご覧ください。
保険会社破綻時等のお取扱いについて	●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。 ●この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。 ●また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

保険契約者 制度運営	**SMBC経営懇話会　代表　SMBCコンサルティング株式会社　ソリューション開発部長** 東京都中央区八重洲1−3−4　フリーダイヤル0120-7109-49　TEL.03(5255)5556　FAX.03(5255)5564　ホームページhttps://www.smbc-consulting.co.jp
引　受 保険会社	**三井住友海上火災保険株式会社（幹事保険会社）　金融法人第一部営業第一課** あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　損害保険ジャパン株式会社

〈代理店・扱者〉

銀泉株式会社（担当者：　　）

法人営業第一部	06-6202-2412	東京法人営業第五部	03-6846-5945
法人営業第二部	06-6202-2413	名古屋支店	052-221-9603
法人営業第三部	06-6202-2411	京都支店	075-213-4330
法人営業第四部	06-6202-2456	神戸支店	078-335-2591
東京法人営業第一部	03-6846-5941	姫路支店	079-225-0452
東京法人営業第二部	03-6846-5942	広島支店	082-248-2435
東京法人営業第三部	03-6846-5943	九州支店	092-433-3303
東京法人営業第四部	03-6846-5946		

ホウライ株式会社
（担当者：　　）

東京保険部	03-6810-8200
名古屋支店	052-231-2588
大阪支店	06-6633-7150
福岡支店	092-732-5871

ご加入・ご説明をご希望のお客さまは、下記URLまたは二次元コードからご連絡ください。

SMBC経営懇話会
団体保険制度加入・説明希望連絡先
事務局行
Web受付
https://survey.smbc-consulting.co.jp/sv/hoken

補償前後のソリューション
―― 提供価値の変革 ――

事故発生時の補償に加えて、「予防」や「リカバリー」をご支援するソリューションを通じて、お客さまや社会の課題解決に貢献します。

サイバーセキュリティ　詳細はこちら▶

MS&AD サイバーリスクファインダー

ご用意いただくのは、お客さまのドメイン（メールアドレスの@以降）だけ。今まさにハッカーの脅威に晒されているお客さまのサイバーセキュリティリスクを可視化します。診断スコア・被害想定額・セキュリティ上の課題・インターネット上に流出している自社データ等をレポート形式でご提供します。
その他さまざまなサービスをご用意しています。

BCP　詳細はこちら▶

防災グッズ 販売・期限管理サービス

防災士が監修した防災グッズと、非常食の期限到来を通知するサービスをご提供するソリューションです。

BCP　詳細はこちら▶

BCPサポートツール
（スイサーチ／震度チェッカー）

「スイサーチ」は、水災の各種警戒情報等をリアルタイムで取得し、対応・判断のタイミングを自動判定できるソリューションです。「発災時拠点震度チェッカー」は、震度5弱以上の地震発生時、自社やサプライヤー等の把握したい拠点の震度情報を提供するソリューションです。

B24-100500　承認年月：2024年8月

SMBC　SMBCグループ

SMBC経営懇話会
団体保険制度のご案内

会員の皆さまのメリット多数

経営者の皆さまへ
「自分の会社を守りたい!」「常に万全の備えをしておきたい!」リスクマネジメントに最適な、次の4商品をご案内します。

ビジネスプロテクター
施設、業務、生産物などの賠償を1つの保険で補償
損害率による割引 **40%**
★リスク実態による割引としてさらに最大20%割引(注)

総合賠償責任保険
ニーズに合わせ必要な補償を選択可能
割引 **20%**
★PL保険部分はさらに最大47.4%割引

経営上の様々なリスクをカバー!

労働災害総合保険
法定外補償条項、使用者賠償責任条項
割引 約 **52%**

サイバープロテクター
情報漏えいの賠償損害等を補償
加入者数に応じた割引率

さまざまなリスクから会社・従業員を守る補償が多数!!

(注)優良事業者割引10%、自動車リスク優良割引10%を適用した場合
※割引率は加入状況および保険金のお支払状況により変動しますので翌年度の割引率が変更となる場合があります。

新規・更改	加入申込期間	▶ **2024年10月18日〜2025年1月16日まで**
	保険期間	▶ **2025年2月1日午後4時〜2026年2月1日午後4時まで**
随時加入	加入申込期間	▶ **毎月16日〜翌月15日（2024年2月以降）**
	保険期間	▶ ①【毎月1日〜15日申込分】**申込月の翌月の1日　午後4時〜2026年2月1日午後4時まで** ②【毎月16日〜末日申込分】**申込月の翌々月の1日 午後4時〜2026年2月1日午後4時まで**
	保険料	▶ **月割保険料となります。** 【例】8月1日ご加入の場合 月割保険料 ＝ 年間保険料×6か月（2月1日までの加入期間）／12か月

代理店・扱者　**銀泉株式会社・ホウライ株式会社**
契約者　**SMBC経営懇話会　代表　SMBCコンサルティング株式会社**

お客さまのご要望に応じて、保険商品をご選択いただけます。

フローチャート

- 第三者に対する賠償リスクを補償したい → はい → 年間売上高が100億円以下である → はい → ビジネスプロテクター
- 年間売上高が100億円以下である → いいえ → 総合賠償責任保険
- 情報漏えいリスクを補償したい → はい → サイバープロテクター
- 労災リスクを補償したい → はい → 労働災害総合保険

補償が充実しています!

おすすめする商品	割引	補償できる主なリスク※2						
		生産物(PL)	業務遂行	施設所有・管理	情報漏えい	使用者賠償責任	雇用慣行賠償責任	法定外労災補償
オススメ ビジネスプロテクター※1 (企業総合賠償責任保険)	割引 40%※3	◎(包括補償)			○	○	○	—
総合賠償責任保険 (MSLP)	割引 20%	○	○	○	—	—	—	—
サイバープロテクター	加入者数に応じた割引率	—	—	—	◎	—	—	—
労働災害総合保険 (法定外労災制度)	割引 約52%	—	—	—	—	○	—	○

※1　ビジネスプロテクターは、年間売上高が100億円以下であっても、売上高を占める主な業種によってはご加入できない場合がございます。
※2　表内の記号の見方　◎:基本補償　○:補償を選択することができる
※3　損害率による割引です。さらにリスク実態による割引として最大20%(優良事業者割引10%、自動車リスク優良割引10%)の割引が適用できる場合があります。

もし、貴社の事業活動にかかわる損害賠償問題が発生したら・・・

オススメ ビジネスプロテクター

(企業総合賠償責任保険)

まとめて1つの契約・オールインワン

製造業、販売業、飲食業、サービス業、建設業ならではの損害賠償リスクに幅広く対応

メリット	売上高100億円以下の製造業、販売業、飲食業、サービス業のさまざまな賠償リスクを1年間を通じて補償します。

◎オールインワン
事業活動に関わるさまざまなリスクを1つの保険契約で補償します。

◎カンタン手続き
3ステップでお見積りが完成! 簡単にご契約いただけます。

◎さらにワイドな補償
ご要望にお応えできるよう、さまざまな補償をご用意しました。

◎ナットクの保険料
幅広いリスクに対応する補償がついて、納得いただける保険料です!!

もし、情報漏えいが発生したら…

サイバープロテクター

あらゆる漏えい原因を対象に幅広く補償

メリット1	外部起因・内部起因の事故を幅広くカバー
メリット2	サイバー攻撃等の際の対応費用を手厚く補償(ベーシックプラン・ワイドプランで対象となります)

総合賠償責任保険

(MSLP)

必要な補償を選択

貴社の負担する法律上の損害賠償金のほか、初期対応費用・見舞金費用等を幅広く補償

メリット1	補償の統合効果による**20%の割引**(PL保険部分はさらに最大**47.4%**割引)
メリット2	ワイドなセット補償でより安心な保険手配が可能

◎他人の身体の障害　◎他人の財物の損壊　◎広告宣伝活動による権利侵害
◎物理的損壊が発生していない場合等の他人の財物の使用不能損害
◎PL事故に伴う生産物自体の損害
◎精神的ショックや名誉毀(き)損・プライバシー侵害等の人格権侵害
等

もし、被災従業員との間に損害賠償問題が発生したら…

労働災害総合保険

スケールメリット等による 約52%割引!!

※割引率は保険料および過去の損害率により変動します。このため、加入状況および保険金のお支払状況により翌年度の割引率が変更となる場合があります。

法律上の損害賠償責任を補償

使用者賠償責任条項

もし、貴社の従業員が過労等でお亡くなりになり、遺族から貴社の安全配慮義務違反等を理由に高額な賠償金を請求されてしまったら・・・

高額判決・和解事例

金額	事故内容
1億9,800万円	集中残業による脳内出血で意識障害(大阪地裁 平成20年4月判決)
1億9,400万円	レストラン支配人が脳過労障害(鹿児島地裁 平成22年2月判決)

＋

政府労災保険等の上乗せ補償

法定外補償条項

もし、貴社の従業員が業務中や通勤途上の事故で身体に障害を被ったら

※通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ、お支払いします。

業務中 高いところから落ちて死亡した

通勤中 交通事故にあってケガをした